

令和3年3月3日

## 八幡駅周辺重点整備地区の 交通安全特定事業計画（静岡県公安委員会）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第36条の規定に基づき、「八幡駅周辺バリアフリー基本構想」に即した八幡駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添「八幡駅周辺見取図」参照）

##### (1) 路線

浜松市道曳馬中田島線

##### (2) 区間

八幡駅からヤマハ株イノベーションロード、平安の森記念病院及びJA静岡厚生連遠州病院までについての道路

#### 2 交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

##### (1) 事業内容

既設信号機への音響機能等の付加  
道路標識・標示の高輝度化  
エスコートゾーンの設置

##### (2) 実施予定期間

令和3年度から令和7年度まで

#### 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項

##### (1) エスコートゾーンの設置

エスコートゾーンについては、個々の横断歩道における必要性を踏まえた整備を進める。

##### (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を調査し、必要な交通規制の見直しを実施する。

##### (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項

違法駐車の取締り、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、計画的に実施する。